

# 津軽鉄道株式会社 副駅名ネーミングライツパートナー募集要項

## 1. はじめに

津軽鉄道の運行は、沿線住民の移動手段の確保、地域経済の活性化、沿線の魅力向上に繋がっているとの強い思いにより、鉄道施設の有効活用による鉄道事業継続に向けた新たな資金調達に向けて、駅名のネーミングライツを実施し、ネーミングライツパートナーの募集を開始いたします。

## 2. 応募資格

応募できる者は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人その他の団体、個人とする。

ただし、以下のいずれかに該当する者は応募できない。

なお、対象施設の応募資格には、施設の性格等に応じて、規制する業種等を追加することがある。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制を受ける業種その他これに類するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係るもの
- (4) 投資業または商品先物取引業に係るもの
- (5) 法律に定めがない医療類似行為を行うもの
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生・再生手続開始の申し立てがあるもの
- (7) 国税及び地方税を滞納しているもの
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当するもの。
- (9) 社会問題を起こしている業種または業者
- (10) その他、当社が適当でないと認めるもの

## 3. 募集駅

津軽五所川原駅から津軽中里駅の全12駅

## 4. 販売金額

別表「副駅名(愛称)ネーミングライツ販売価格表」参照

## 5. 表示期間

表示開始月から最初に到来する3月31日までとし、契約の際は更新した年度末の3月31日までとする。

## 6. 募集期間

令和6年3月1日から令和6年3月31日までを第一回目の申し込み期間とし、ネーミングライツパートナーが不在の場合は継続して募集を実施する。

## 7. 契約期間

ネーミングライツの付与期間にかかわらず年度ごとの更新とする。

## 8. 表示箇所

木製駅名標及び公式ホームページ内、ネーミングライツパートナー紹介ページとする。

## 9. 費用負担

当社とネーミングライツパートナーの費用負担は次表のとおりとする。

なお、ネーミングライツパートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料の他に別途負担する必要がある。

区分	費用負担	
	当社	ネーミングライツパートナー
副駅名標表示面の作成費用 ※1		○
契約期間終了後の原状回復 ※2	○	○
当社ホームページの変更 ※3	○	

※1 ホーム副駅名標のデータ作成及び表示面の作成、設置費用等。

※2 表示面の撤去作業、及び表示面の送付を希望する場合はその送付費用等。

※3 ネーミングライツパートナー紹介ページ等のホームページ内の変更。

## 10. 応募の方法

ネーミングライツ事業実施申込書(第1号様式)に必要書類を添付の上、持参、郵送又はメールにより応募すること。

2 駅及び駅施設の活用も含めて魅力向上に取り組む提案をする場合(提案型)は、第1号様式のほか、魅力向上に取り組む提案内容が記載された書類。

## 11. 選定の手続き

津軽鉄道ネーミングライツ審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経て優先交渉権者を選定する。

ただし、審査委員会が優先交渉権者と認めた場合であっても、当社が適当でないと認めた場合には、当該優先交渉権者との間でネーミングライツ契約を締結しないことがある。

## 12. 審査項目及び審査ポイント

以下のとおり審査項目を定め、審査する。

(1) 副駅名(愛称)

対象施設にふさわしいものか、親しまれるものか、呼びやすく分かりやすいかなど

(2) 提案額

他団体の提案額との比較、希望金額との比較など

(3) ネーミングライツ付与期間

付与期間の長さなど

(4) 当社の魅力向上に関する提案（役務等の提供に関する提案）

実現可能性が高く、魅力向上に資するものかなど

(5) 法人等の経営状況

経営状況の健全性など

(6) 地域や社会への貢献度

地域や社会への貢献の実績があるかなど

(7) その他

※魅力向上に関する提案の例 イベント開催、チケットの寄贈、植樹、清掃活動など

### 1 3. 愛称の条件

ネーミングライツの愛称は次の条件を付し満たすものとする。

(1) 愛称は、対象施設にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等、利用者の理解が得られるものとする。

(2) 以下は愛称として使用できないものとする。

①人権侵害、名誉棄損または差別的な表現をしているもの

②法律で禁止されている商品、無許可商品、粗悪品等の不適切な商品またはサービスを提供するもの

③他を誹謗・中傷、排斥するものや、他と比較して優良であると表現しているもの

④氏名、商標、著作物等が無断で使用したもの

⑤非科学的なもの、迷信に類するもの及び人を惑わせたり、不安を与えたりする恐れがあるもの

⑥世論が大きく分かれているもの

⑦当社の業務・運営に不利益を及ぼす恐れのあるもの

⑧その他、当社が適当でないと認めるもの

(3) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はしないものとする。ただし、やむを得ない理由により愛称を変更する必要がある場合は、当社とネーミングライツパートナーとで協議の上、その可否を決定するものとする。

### 1 4. 採用、不採用の通知

採用または不採用の結果を、ネーミングライツ採用通知(第2号様式)、ネーミングライツ不採用通知(第3号様式)により応募者へ通知する。

### 1 5. お問い合わせ先

津軽鉄道株式会社 総務課 電話 0173-34-2148 FAX0173-34-2149

メールアドレス tsutetsu.so@gmail.com

(電話でのお問合せは平日 8 時 30 分～17 時 00 分、土曜日 8 時 30 分～12 時 30 分)

【別表】

副駅名(愛称)ネーミングライツ販売価格表

副駅名(愛称)ネーミングライツ販売価格表、最低希望価格とし企業・団体・個人からのお申し込みを受付いたします。

	駅名	住所	税抜き 最低希望価格
1	津軽五所川原駅	五所川原市字大町 7-5	1 5 0 万円
2	十川駅	五所川原市大字漆川字鍋懸 85-3	3 0 万円
3	五農校前駅	五所川原市大字一野坪字朝日田崎 91	3 0 万円
4	津軽飯詰駅	五所川原市大字飯詰字清野 22-3	5 0 万円
5	毘沙門駅	五所川原市大字毘沙門字上熊石 113-2	3 0 万円
6	嘉瀬駅	五所川原市金木町嘉瀬字端山崎 269-3	5 0 万円
7	金木駅	五所川原市金木町芦野 90-1	1 3 0 万円
8	芦野公園駅	五所川原市金木町芦野 84-171	5 0 万円
9	川倉駅	五所川原市金木町川倉字林下 17-7	3 0 万円
10	大沢内駅	中泊町大字大沢内字海原 48-2	3 0 万円
11	深郷田駅	中泊町大字深郷田字甘木 7-3	3 0 万円
12	津軽中里駅	中泊町大字中里字亀山 225-1	1 3 0 万円